

前処理場における臭気測定調査業務委託仕様書

1 委託対象施設

- (1) 松原前処理場 たつの市揖保町東用 6 1 番地
- (2) 誉田前処理場 たつの市誉田町広山 6 7 8 番地

2 業務の内容

第 1 項に掲げる各施設の敷地境界における臭気測定調査及びそのデータ整理

3 臭気測定調査項目、回数

(1) 臭気測定調査項目は、次の (a) 及び (b) とする。

(a) 物質濃度測定

No.	項 目	No.	項 目	No.	項 目
1	アンモニア	4	硫化メチル	7	ノルマル酪酸
2	メチルメルカプタン	5	二硫化メチル	8	ノルマル吉草酸
3	硫化水素	6	トリメチルアミン	9	イソ吉草酸

(b) 臭気指数測定

- (2) 調査は、5 月、8 月、1 1 月、2 月の平日晴天時に各 1 回 (年 4 回) 行う。
- (3) 1 回の調査につき、松原前処理場の敷地境界の 5 地点及び誉田前処理場の 3 地点 (別紙参照) の臭気測定調査を行う。

4 測定方法

特定悪臭物質の測定方法 (昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号) 並びに臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法 (平成 7 年 9 月 13 日環境庁告示 63 号) に基づく。

5 試料の採取

試料の採取は、次のとおりとする。

- (1) 松原前処理場及び誉田前処理場の各敷地境界での臭気採取は、受託者とする。

6 報告

分析結果の報告については、当該月の翌月 1 5 日までに、デジタル認証された表計算ファイルを電子メールにより報告し、全分析が終了したのちに、分析結果証明書及び計量証明書を製本化して 2 部提出するものとする。